第明治三十五種郵便物認可
△
○　○
1　平成25年11月15日　金曜日　官　報　（号外第247号）（2分冊の1）

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一
特殊法人等
平成二十四年度・事業年度財務諸表（独立行政法人日本学術振興会・自動車検査独立行政法人）、独立行政法人都市再生機構、日本弁護士連合会懲戒の処分・裁決関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　六
会社その他　六
会社決算公告　六

公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第２９７号
大阪府羽曳野市高鷲３丁目１番３―502号
債務者　前砂　英彦
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月27日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１００３号
大阪府大阪狭山市今熊３丁目692番地の75
債務者　安田　高広
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月27日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１３０号
佐賀県杵島郡白石町大字馬洗323番地４
債務者　溝上　陽彦
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鬼橋　正敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１３２号
佐賀県杵島郡白石町大字馬洗323番地４
債務者　溝上　千才
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鬼橋　正敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第８８６号
京都市右京区太秦中筋町２番地18　橘ハイツ201
債務者　山根　加恵
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河田佳代子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月29日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１００号
京都市下京区西七条南中野町８番地１　七条御前団地706
債務者　岩井　勝治
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　晶男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月29日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６３６号
北九州市八幡西区上上津役４丁目５番65―504号
債務者　勇大クレーンこと　高橋　英雄
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　城戸幸一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５０４２号
大阪府吹田市長野西15番１―503号
債務者　永田　祐二
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇都宮一志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月30日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６１３号
北九州市小倉北区金田１丁目１番１―306号
債務者　向野　真輔
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　祖父江弘美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１６９号
宮崎市田代町132番地　グラン宮崎405号
債務者　財部　佐織
1　決定年月日時　平成25年11月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　萩元　重喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１６３９号
横浜市泉区和泉町5998番地８　ルミネいずみ野Ｂ301号
債務者　山岸　一郎
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　博毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７３号
石川県小松市南浅井町イ20番地１　D・プラティーク103号、従前の住所石川県能美市三道山町へ12番地４
債務者　中野　柳三
1　決定年月日時　平成25年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田康宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
金沢地方裁判所小松支部